

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

原告第16準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2019年10月7日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

原告らは、被告岐阜県の主張（2019年7月24日付け被告準備書面（5））に対し次のとおり認否・反論する。

第1 上記準備書面の「第1 情報の収集の必要性、相当性及び妥当性について」に対して

1 本件情報収集の必要性を説明できていない

被告県は、「警察は、住民生活のトラブルの未然防止、（中略）犯罪の防止、テロ等の防止や対策、といった（中略）警察の責務を果たすため（中略）広く情報収集を行っている」として、これが情報収集の必要性の根拠であると主張する。

このように、被告県はいまだに「警察の責務を果たすため」という一般論、抽象論に終始している。原告らの個人情報収集したことが、警察の責務とされる「公共安全と秩序の維持」とどのように関連するのかという肝心の点についてまったく説明できないのである。

原告らは、議事録に記載された警察職員の発言（「大垣警察署としても回避したい行為であり」等）から、情報収集の目的は市民運動を抑圧することであると指摘した。被告県は、何ら具体的な反論をせず、具体的な必要性を説明せず、事実関係の認否すら拒否し続けている。原告らの指摘に反論できず押し黙る被告県の態度は、弁論の全趣旨として斟酌されて、本件の情報収集が原告らの市民運動を妨害するという違法不当な目的のもとで行われたとの認定に用いられるべきである。

2 警備部の所掌事務ではない

本件で問われているのは、「警察」全般の権限ではない。原告らの個人に関する情報の収集等を行ったのは岐阜県警警備部及び管轄下の各警察署警備課の職員である。したがって、警備部及び警備課に本件のような情報収集の権限があるか否かが問題とされるべきである。

次のとおり、被告県の主張する上記「住民生活のトラブルの未然防止」等は、

警備部の所掌事務に含まれていないため、権限の有無を論ずる前提に欠けると言うべきである。

この点、岐阜県警組織の各部署の所掌事務の詳細は、警察法 58 条及び岐阜県警察本部組織条例 3 条の委任立法である岐阜県警察組織規則に定められている（甲 4）。

上記 1 で被告県が主張する警察の責務のうち、「犯罪の防止」（「従来の犯罪」及び「現代的犯罪」の防止）は生活安全部や刑事課（組織犯罪対策課など）の所掌事務である（同規則 8 条、17 条、17 条の 2）。警備部の所掌事務ではないし、そもそも本件は「犯罪」とは無関係である。

「テロ等の防止や対策」は、警備部に国際テロリズム対策官が置かれているが（同規則 37 条の 5）、本件は「テロ」と無関係である。

「住民生活のトラブルの未然防止」については、これを所掌事務とする部署は明確ではない。ただし、「市民生活の安全と平穏に関すること」を所掌事務とする生活安全総務課（同 8 条（2））、又は交番勤務の巡査が所属する地域課（同 11 条）が当該規定の範囲で担当する可能性はある。少なくとも警備部各課の所掌事務（同 27 条以下）ではない。

なお、警備第一課の所掌事務に「警備情報の収集及び整理」があるが（同 28 条（3））、原告らは何ら社会に危険を及ぼす人物らではない。よって、警察が収集した原告らの情報が「警備情報」に当たるとは解されない。

したがって、「住民生活のトラブルの未然防止」等が情報収集の必要性を根拠づけるといふ被告県の主張は、本件が警備公安警察による情報収集の事案であることからして成り立たない。

なお、組織法上、警察の各部署がどのような所掌事務を担当するかという問題と、具体的にどのような権限を与えられるかという問題は、別個の問題であることは念のため付言する。

3 同意のない情報収集を適法とする法令はない

被告県は、情報収集は「法令に基づく適切な職務の執行」であるとの一般論を主張する。

しかし、犯罪捜査の場合ではなく、差し迫った必要性もないのに無断で個人情報を収集する権限を警察に与える「法令」など存在しない。警察法2条1項は警察の責務を概括的に定めるが、それら責務を果たすためにどのような活動を行う権限を警察に与えるのかは、何ら言及していない。むしろ同条2項は、警察の活動が憲法上の自由への干渉にわたることを禁じているのである。

したがって、原告らの同意なく警察が行った本件の情報収集活動の根拠を、警察法2条1項に求めることはできないというべきである。

4 収集方法は違法である

被告県は、「収集方法も、相当な方法（中略）妥当性も存する。」とか、「原告らからも、収集方法に関する具体的な違法行為の主張もされていない。」と主張する。

しかし、原告らは、自らの個人情報が収集されることに同意していない。本件の情報収集行為は、憲法13条が保障する同意なくみだりに個人に関する情報を収集等されない権利を侵害するものであるから、収集方法のいかんを問わず違法である。

第2 同「第2 情報の性質の違いによる、プライバシー侵害の存否、程度、における、原告らの平成30年11月12日付準備書面への反論」に対して

1 前提として、要保護性に差異はない

個々の個人情報の秘匿性や非公知性をランク付けして、これらの要保護性を個別に検討することはできない。本件では、法律上の根拠がなく、際限もない情報収集が、同意なく行われた。そのような警察の活動は、情報の秘匿性、非公知性の程度に関わらず総体として違法である。この点はすでに主張したとおりである（原告第11準備書面参照）。

これを前提としても、個々の情報の秘匿性、非公知性に関する被告の主張は事

実誤認と不当な評価に満ちている。

2 訴状別紙の記号番号 I c (勉強会の開催) について

風力発電について学ぶ勉強会が開催されたとの記事は、確かに岐阜新聞に掲載された。その記事には、勉強会の主催者が原告三輪である旨の記載があった。

しかし、原告松島が主催者であるとの情報については、記事に記載はないため、非公知の事実である。

3 同 I f 及び I l (自然保護活動の経歴など) について

原告三輪及び同松島は、自らを「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」とか「自然破壊反対や希少動物保護運動に参画している」と発信したことはない。同原告ら2名について、そのような人物であると評価するような報道がなされたこともない。

「法律事務所との繋がり」については、少なくとも、原告三輪及び同松島が、自然破壊反対等の運動と関連する形で弁護士法人ぎふコラボ(旧西濃法律事務所)と繋がりを持つ人物であるとの情報が収集され、提供されたことが認められる。同原告2名は、そのような形でぎふコラボと繋がりを持ったことを自ら発信したことはないし、そのような報道がなされたこともない。

被告県は、どのような情報を根拠として、原告三輪及び同松島が「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」等と評価するのか、収集した具体的な情報を明らかにするべきである。

4 同 I m (原告近藤を「ご存知か」) について

「個人情報」と憲法上保護される「個人に関する情報」は必ずしも同一ではない。原告近藤の住所が「大垣市内」であることは個人に関する情報であり、同意なくみだりに収集等されない自由(憲法13条)によって保護される情報である。

5 同 I n (「本人は、60歳を過ぎているが・・・」) について

原告近藤が新聞記者の取材を受けて、自らの年齢と学歴を答えたことがある。しかし、「やっかいになる」と評価されるような情報を提供したことはないし、

報道されたこともない。

6 同 I o (御社の事業も進まないことになりかねない) について

弁護士法人ぎふコラボとのつながりについて、原告近藤が直接外部に発信したことは否認する。

7 同 IV o (徳山ダム建設中止訴訟の張本人) について

原告近藤が徳山ダム建設に関する事業認定取消訴訟(行政訴訟)と公金支出差止訴訟(住民訴訟)の各原告として積極的に活動していたこと、そうした活動を外部に発信したことは認める。しかし、警察が承諾なく収集してよい情報であるかは別論である。

8 他の情報は被告も要保護性を争わない

被告県が言及した情報は、議事録に記載されたもののうちでもごく一部である。

被告県は原告らの次のような情報には言及していない。

- ・「岐阜コラボ法律事務所」と連携する可能性があるとの情報 (I o)
- ・「平穏な大垣市を維持」(I p)する障害と評価した根拠となる情報
- ・原告松島が友の会の役員となったとの情報 (II j)
- ・原告三輪及び同松島が交替で友の会の役員を行っているとの情報 (II k)
- ・風車事業に関して法律事務所に相談を行ったとの情報 (II l)
- ・原告船田と原告三輪が「強くつながって」いるとの情報 (III o)
- ・風力発電反対運動が原告船田から「全国に広がって」いく懸念があることの根拠となる情報 (III o)
- ・「過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる」ことの根拠となる情報 (III o)
- ・原告船田が気を病んでおり入院中であるとの情報 (III p)
- ・原告近藤が武田恵世と知り合い、原子力発電反対でも繋がっているとの情報 (IV p)

少なくとも、上記のような情報に秘匿性と非公知性があることについて、被告

県も争わないものと認められる。もっとも、秘匿性・非公知性の有無は、本件での情報の要保護性の有無を結論付ける要素ではないことを再び述べておく。

第3 求釈明

被告県は、個人情報の収集は、「相当な方法で行っており、妥当性も存する」と主張する（同主張書面（5））。もっとも、かかる主張は一般論として述べられたようにも解される。原告らの情報を収集したこと自体の必要性を主張したのか否か明らかでない。また原告らの情報を、何時いかなる方法で収集したのかも明らかでなく、必要性を検討する前提があいまいである。

そこで、被告県は次の事項を回答されたい。

- 1 被告県の「警察は、住民生活のトラブルの未然防止、（中略）犯罪の防止、テロ等の防止や対策、といった（中略）警察の責務を果たすため（中略）広く情報収集を行っている」との主張は、原告らの情報を収集したこと自体の必要性について述べたものか否か、明らかにされたい。

- 2 被告県は、次の各情報をいつ、いかなる方法で収集したのか明らかにされたい。

（1）原告三輪について

- ① 「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」こと
- ② 原告三輪が「同勉強会の主催者」であること
- ③ 「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」
- ④ 「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いること
- ⑤ 「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」こと
- ⑥ 「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っていること
- ⑦ 原告松島と「交代で友の会役員を行っている」こと
- ⑧ 風車事業に関して「法律事務所に相談を行った気配がある」こと
- ⑨ 「岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田伸子と強くつながって」い

ること

(2) 原告松島について

- ① 「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」こと
- ② 原告松島が「同勉強会の主催者」であること
- ③ 「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」と
- ④ 「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いること
- ⑤ 「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」こと
- ⑥ 「平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になった」こと
- ⑦ 原告三輪と「交代で友の会役員を行っている」こと
- ⑧ 風車事業に関して「法律事務所に相談を行った気配がある」こと

(3) 原告近藤について

- ① 大垣市内に居住すること
- ② 「自然破壊につながることは敏感に反対する」こと
- ③ 60歳を過ぎていること
- ④ 東京大学を中退していること
- ⑤ 「頭もいいし、しゃべりも上手である」こと
- ⑥ シーテック社にとって「やっかいになる」人物であること
- ⑦ 「岐阜コラボ法律事務所」と連携し得ること
- ⑧ 「風車事業に対して動き出す気配がある」こと
- ⑨ 「徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である」こと
- ⑩ 「伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い」であること
- ⑪ 「原子力反対でも武田と繋がっている」こと

(4) 原告船田について

- ① 「岐阜コラボ法律事務所の事務局長である」こと

- ② 原告三輪と「強くつながって」いること
- ③ 風力発電反対運動が原告船田から「全国に広がって」いく懸念があること
- ④ 現在、「気を病んで」いること
- ⑤ 「入院中である」こと
- ⑥ 「過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる」こと

以上